

令和6年度

福島県商工会等経営指導員採用候補者選考試験の実施について

◇ 試験日 令和6年12月4日（水）

◇ 試験会場 コラッセふくしま 4階「中会議室401」
(福島市三河南町1番20号)

◇ 受験資格

試験日現在において、福島県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第5条に規定する経営指導員としての資格を満たす者とする。（別添1）

ただし、補助金要綱に定める「商工鉱業の指導又は経営実務」については、『経営指導員採用候補者選考試験受験資格における小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第5条に規定する「商工鉱業の指導又は経営実務」の運用についての基準』（別添2）によるものとする。

◇ 試験科目・時間

9：45～10：15	受付
10：15～10：30	日程、注意事項等の説明
10：30～12：00	学科試験
12：00～12：50	休憩
13：00～14：30	論文試験
14：40～	面接試験

◇ 試験内容

試験科目	内容
学科試験	一般教養・専門知識
論文試験	課題に対する理解力・文章による表現力 (400字詰原稿用紙3枚～4枚程度)
面接試験	面接による口述

◇ 受験申し込み方法

- ① 提出書類 受験願書 1通（別添様式）
 履歴書 1通（写真貼付）
- ② 提出期限 **令和6年11月20日（水）必着**
- ③ 提出先 〒960-8053
 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま9階
 福島県商工会連合会 総務部 総務人事課気付
 福島県商工会等経営指導員採用候補者選考試験委員会
※親展扱いとし「試験申込」と朱記すること。

◇ その他

- ① 本試験は、県内の商工会及び商工会連合会において、経営指導員（商工会指導員及び専門経営指導員を含む）を採用する際の候補者としての資格を付与するためのものであり、本試験合格により直ちに経営指導員として採用されるものではありません。
- ② 資格の有効期間は、商工会及び商工会連合会に勤務している場合を除き、合格者名簿登載の日から1年間です。
- ③ その他、本試験に関する問合せ
福島県商工会等経営指導員採用候補者選考試験委員会
事務局：福島県商工会連合会 総務部 総務人事課（担当：梅津、本田）
TEL 024-525-3411

※ 昼食は各自ご準備下さい。

※ 車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

(別添様式)

令和6年 月 日

令和6年度 福島県商工会等経営指導員採用候補者選考試験
受 験 願 書

住 所 _____

氏 名 _____ 印

令和6年度福島県商工会等経営指導員採用候補者選考試験を受験したいので、
別紙「履歴書」を添付の上、申し込みいたします。

年号	年	月	学 歴（中学校卒業から現在まで受けた一切の教育）	
年号	年	月	資 格 又 は 免 許 等 の 取 得（簿記検定は詳細に）	
志 望 の 動 機			本人希望記入欄（希望があれば記入）	

記入上の注意

1. ※印の項目は記入しないで下さい。
2. 日付(年号)は和暦、数字はアラビア数字で丁寧に記入して下さい。
3. 忘れずに押印して下さい。
4. 不正記入等がある場合は、資格認定が取り消されます。

小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（経営指導員の資格）

第 5 条 経営指導員は次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者（以下「大学卒業者」という。）であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するもの。
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治37年勅令第61号）による専門学校又は旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校を卒業した者（以下「短期大学等卒業者」という。）であって、商工鉱業の指導又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するもの。
- (3) 商工鉱業の指導又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有するもの。
- (4) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士、会計士補の資格を有するもの。
- (5) 税理士法（昭和26年法律第273号）の規定による税理士の資格を有するもの。
- (6) 中小企業診断士の登録を受けているもの。

『経営指導員採用候補者選考試験受験資格における小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第5条に規定する「商工鉱業の指導又は経営実務」の運用についての基準』

平成16年12月
福島県経営指導員採用候補者選考試験委員会

経営指導員採用候補者選考試験の受験資格における小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第5条に規定する「商工鉱業の指導又は経営実務」の運用についての基準を次のように定める。

1. 「商工鉱業の指導」期間の基準

- ① 商工会又は商工会議所に勤務した期間は、その職種に係わらず「商工鉱業の指導」の期間とする。
- ② 都道府県又は市町村の職員であった期間は、その職種に係わらず「商工鉱業の指導」の期間とする。
- ③ 金融機関の役職員であった期間は、その職種に係わらず「商工鉱業の指導」の期間とする。

2. 「経営実務」期間の基準

- ① 1. 「商工鉱業の指導」期間の基準に掲げる機関等以外の企業等の役職員であった期間は、その職種に係わらず「経営実務」の期間とする。

3. 「職員」又は「役職員」の基準

- ① 上記1. 「商工鉱業の指導」期間の基準における「職員」とは、当該機関等において常勤の雇用形態にあった者を指す。
- ② 都道府県若しくは市町村が関与する団体（公社・財団など）又は組織等に従事する職員にあつては、上記1. 「商工鉱業の指導」期間の基準における「職員」と同等とみなす。
- ③ 上記1. 「商工鉱業の指導」期間の基準に掲げる機関等（上記3. ②を含む。）において、あらかじめ雇用期間が定められて雇用された期間については、上記3. ①の「職員」と同様の扱いとする。
- ④ 上記2. 「経営実務」期間の基準における「役職員」とは、当該企業等において常勤の雇用形態にあった従業員（家族従業員を含む。）又は経営者若しくは役員を指す。

- ⑤ 上記1.「商工鉦業の指導」期間の基準及び2.「経営実務」期間の基準による「職員」又は「役職員」には、人材派遣会社等からの派遣により当該機関等に従事していた者も含むものとし、同様の扱いとする。

4. 「商工鉦業の指導又は経営実務の経験を有する期間」の算定基準

- ① 商工鉦業の指導又は経営実務の経験を有する期間の算定に当たっては、受験しようとする者の過去における全ての職歴において、上記1.「商工鉦業の指導」期間の基準、2.「経営実務」期間の基準及び3.「職員」又は「役職員」の基準に掲げる期間に該当する期間を通算した期間を以って経験を有する期間とする。

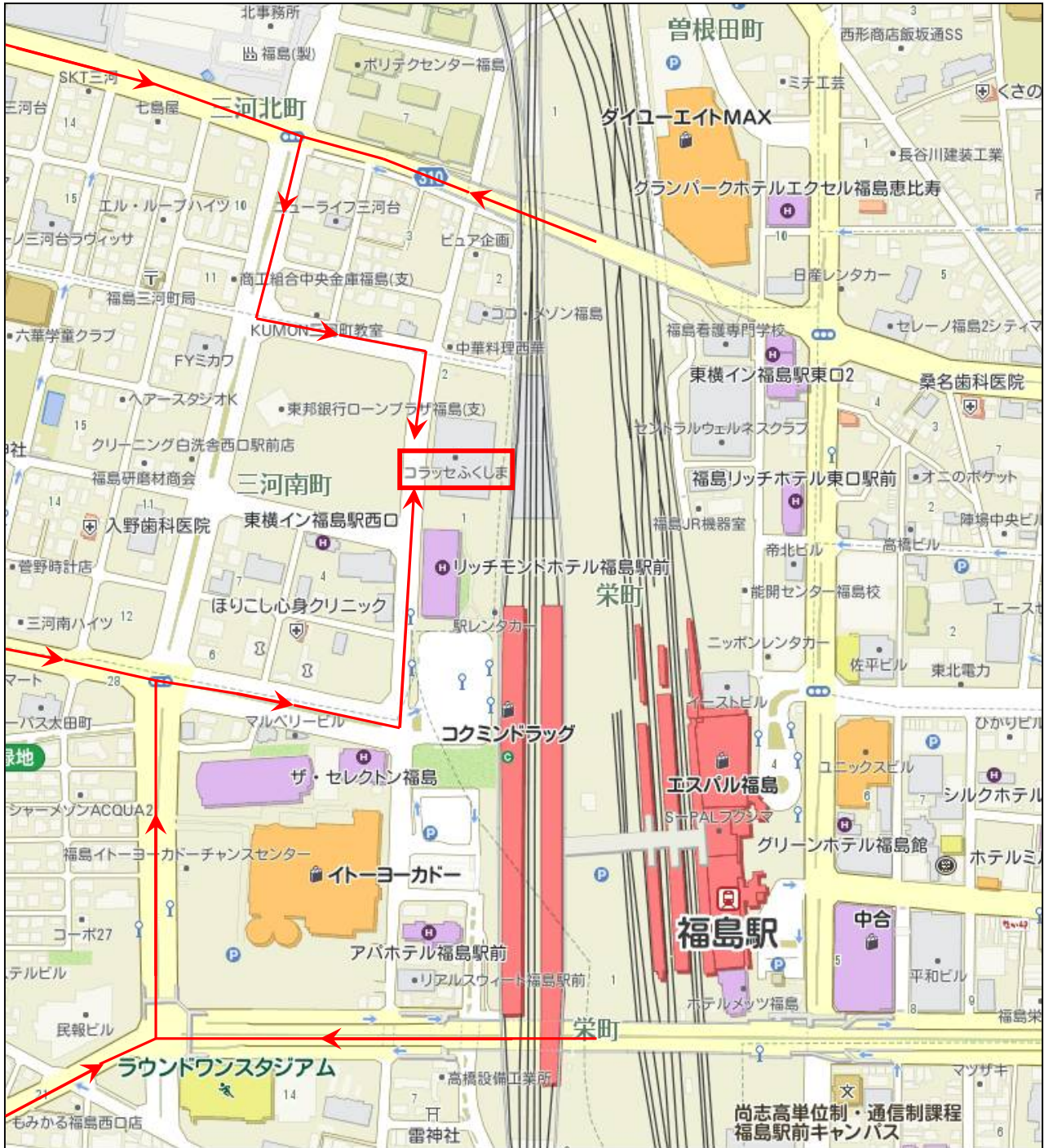
5. 経営指導員（補助対象職員）として採用する場合における注意点

- ① 本基準は、本基準に基づき受験資格を得て合格した者を小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱等の規定による経営指導員として採用する場合において、福島県が同要綱第5条により経営指導員の資格を認定する場合の「商工鉦業の指導又は経営実務」の判断基準を示すものではなく、本試験の受験資格を付与するための基準として定めるものである。
- ② 経営指導員の採用にあたっては、本試験に合格した者（採用候補者名簿登載者）から登用するものとするが、その場合であっても、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱等の規定による「補助対象職員変更承認申請書」による福島県の承認を得て行うものであること。

附 則

- 1 この基準は、平成16年12月24日から施行し、平成16年度試験から適用する。

試験会場及び周辺地図



コラッセふくしま (〒960-8053 福島市三河南町1番20号)

- JR福島駅西口より徒歩3分
- 東北自動車道 福島西IC・飯坂ICより車で約15分
- 駐車場
 - ・コラッセふくしま有料駐車場…30分無料、以降30分毎100円
 - ・周辺の民間有料駐車場…30分100～150円

1日料金設定(1,000円程度)の駐車場も有り